

(第 14 回)

United GIPs セミナーのご案内

『特許権侵害裁判の判決を考慮した特許明細書の作成方法』

拝啓

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新樹グローバル・アイピー特許業務法人に所属する日本弁理士を講師とした所内・セミナーを開催致します。

このセミナーはもともと所内メンバー向けのセミナーとして実施しているもので今回が14回目の開催になります。折角の機会ですので、特定のお取引先様にご参加いただけるように致しました。

日本の特許明細書作成の実務を向上する上で有意義なセミナーとなるよう企画しておりますので、ご多用とは存じますが、お繰り合わせの上、出席下さいますようご案内申し上げます。

敬具

2012年11月 吉日

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

1. セミナー概要

テーマ：『特許権侵害裁判の判決を考慮した特許明細書の作成方法』

特許明細書の最終の目的は、侵害裁判において特許権が有効な範囲内で最大限広く解釈されることです。それによって、実効的な権利行使が初めて可能になります。ところが、広い範囲の特許請求の範囲が得られても（例えば、機能的クレームの利用によって）、侵害裁判では権利範囲が実施形態に狭く解釈される判例が多く出されています。そのような判例を研究することで、特許明細書の記載方法を工夫することによって、権利が極端に狭く解釈されることを回避する可能性を高められることが分かります。

今回のセミナーでは、判例の簡単な紹介と、そこから得られる効果的な明細書作成方法について説明します。提案する明細書の作成方法は、実務に容易に適用することができるものであり、その効果も十分に期待できるものと考えております。

2. セミナーの内容（予定）

第一部 判例における侵害論

- (1) 磁気媒体リーダー事件
- (2) 魚掴み器事件

第二部 より広い権利範囲を確保するための工夫

- (1) 広いクレームと実施形態の空白を埋める記載
- (2) 中間概念クレーム作成の意義
- (3) 中間概念クレームの実例

第三部 「中間概念」の作成手法

- (1) 抽象化
- (2) 部分抽出
- (3) 複数実施形態の場合（明細書におけるクレーム概念の構築・反映）

第四部 明細書作成の効果的アプローチ

- (1) クレーム貼り付けアプローチ
- (2) クレーム概念反映アプローチ（上からのアプローチ）
- (3) 変形例＋共通概念記載アプローチ（下からのアプローチ）
- (4) 実施形態追加＋共通概念記載アプローチ（再構築アプローチ）
- (5) 実施形態整理整頓アプローチ

<セミナー対象者>

本セミナーは、日本出願の権利化業務に携わる特許実務担当者を対象とするものです。

2. セミナー開催情報

日 時：2012年12月11日（火） 15:00～17:00 （開場14:30）

場 所：（新樹G I P所在地）

〒530-0054 大阪市北区南森町 1-4-19

サウスホレストビル6F 会議室

参加費： 無 料

講 師： 渡辺 尚・・・弁理士

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

3. 参加申込方法

以下の（出席者様情報）及び（本セミナーに期待されること）をご記入の上、

recruit@giplaw-osaka.co.jp へお送りください。

第14回 United GIPs セミナー 『特許権侵害裁判の判決を考慮した特許明細書の作成方法』

2012年12月11日（火） 15:00～17:00

（出席者様情報）

- ・ ご所属（会社名）：
- ・ お名前（カタカナ）：
- ・ Email アドレス：

（本セミナーへの参加目的）

- ・ 本セミナーに期待されていることを教えてください。

（受講受付後の弊社からのご連絡）

本セミナーでは、受講票の発行は行いません。また人数に制限はございません。セミナー参加受付後、お申し込み頂きました E-mail アドレスに受付確認のご連絡を差し上げます。

以上

お申し込みをお待ちいたしております。

<主催>新樹グローバル・アイピー特許業務法人

〒530-0054 大阪市北区南森町 1-4-19 サウスホレストビル 11F

Tel. 06-6316-5533 Fax. 06-6316-5544